

事 務 連 絡
平成19年11月2日

社団法人 日本病院会 御中

厚生労働省保険局医療課

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正について

標記について、別添のとおり地方社会保険事務局、都道府県民生主管部（局）国民健康保険
主管課（部）及び都道府県老人医療主管部（局）老人医療主管課（部）あて連絡したのでお知
らせします。

事 務 連 絡
平成19年11月2日

地方社会保険事務局 }
都道府県民生主管部(局) } 御中
国民健康保険主管課(部) }
都道府県老人医療主管部(局) }
老人医療主管課(部) }

厚生労働省保険局医療課

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正について

標記については、「使用薬剤の薬価（薬価基準）」（平成18年厚生労働省告示第95号。以下「薬価基準」という。）の一部が平成19年11月2日付厚生労働省告示第364号をもって改正され、告示の日から適用されたところですが、その概要は下記のとおりですので、お知らせします。

記

1 薬価基準の一部改正について

- (1) 薬事法（昭和35年法律第145号）の規定に基づき製造販売承認され、薬価基準への収載希望があった医薬品（注射薬1品目）について、薬価基準の別表に収載したものであること。
- (2) 平成19年7月17日までに薬事法の規定に基づき製造販売承認され、薬価基準への収載希望があった医薬品（内用薬5品目、注射薬7品目、外用薬2品目）について、薬価基準の別表に収載したものであること。
- (3) (1)、(2)により薬価基準の別表に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区分	内用薬	注射薬	外用薬	歯科用薬剤	計
品目数	8, 535	4, 192	2, 771	37	15, 535

(参考)

薬価基準告示

No.	薬価基準名	成分名	規格単位	薬価(円)	備考
1	内用薬 アシノン錠75mg	ニガチジン	75mg1錠	31.06	
2	内用薬 アシノン錠150mg	ニガチジン	150mg1錠	51.40	
3	内用薬 セチリジン塩酸塩錠5mg「NPI」	塩酸セチリジン	5mg1錠	70.20	後発医薬品
4	内用薬 セチリジン塩酸塩錠10mg「NPI」	塩酸セチリジン	10mg1錠	93.80	後発医薬品
5	内用薬 テオフィリン小児用ドライシロップ20%「JG」	テオフィリン	20%1g	56.40	後発医薬品
6	注射薬 ピスルシン静注用0.75g	スルバクタムナトリウム、アンピシリンナトリウム	(0.75g)1瓶	567	後発医薬品
7	注射薬 ピスルシン静注用1.5g	スルバクタムナトリウム、アンピシリンナトリウム	(1.5g)1瓶	716	後発医薬品
8	注射薬 マグネピスト	ガドペンテト酸メグルミン	37.14%30mL1瓶	16,890	報告品目
9	注射薬 ラニチジン注50mgシリンジ「NPJ」	塩酸ラニチジン	50mg2mL1筒	246	後発医薬品
10	注射薬 ラニチジン注100mgシリンジ「NPJ」	塩酸ラニチジン	100mg4mL1筒	350	後発医薬品
11	注射薬 レボホリナート点滴静注用100mg「HK」	レボホリナートカルシウム	100mg1瓶	7,900	後発医薬品
12	注射薬 レボホリナート点滴静注用100mg「NPJ」	レボホリナートカルシウム	100mg1瓶	7,900	後発医薬品
13	注射薬 レボホリナート点滴静注用100mg「サワイ」	レボホリナートカルシウム	100mg1瓶	7,900	後発医薬品
14	外用薬 セボフルラン吸入麻酔液「メルク」	セボフルラン	1mL	59.70	後発医薬品
15	外用薬 ㊦ 白色ワセリン「ヤクハン」	白色ワセリン	10g	16.80	名称変更 ※

※今回、新名称医薬品が薬価基準に記載されたことに伴い、旧名称医薬品は今後、経過措置品目とされる予定です。